

# 賛助会員規程

## (賛助会員)

- 第1条 定款第5条に定める賛助会員に関しては、本規程の定めるところによる。
- 2 賛助会員とは、一般社団法人ジュニアプログラミング推進機構の趣旨に賛同し、賛助する意思のある個人、法人または団体をいう。

## (入会)

- 第2条 一般社団法人ジュニアプログラミング推進機構に賛助会員として入会しようとする者は、所定の入会申込書に、必要な事項を記入して申込むものとする。

## (決定)

- 第3条 入会申込書を受理したときは、理事会の決議を経て入会の可否を決定する。

## (会員資格)

- 第4条 入会承諾に関する理事会の決定通知を受け、かつ、会費を納めたときより、申込者は賛助会員資格を得たものとする。賛助会員は社員総会に出席し、意見を述べることはできるが、議決には参加できない。

## (会費)

- 第5条 賛助会員の会費は、個人は年額一口1万円以上、法人は年額一口5万円以上とする。なお、事業年度の中途に入会した場合も同様の取り扱いとする。

## (会費納入)

- 第6条 賛助会員は、会費を、事業年度開始後3か月以内に金融機関の口座に振り込む方法により納めなければならない。

## (変更)

- 第7条 賛助会員は次の各号に変更のあった場合には、すみやかにこれを届け出るものとする。
1. 事務所の所在地その他これに伴う必要事項
  2. 名称、商号、組織および代表者、代理人のいずれかの事項

## (資格喪失等)

- 第8条 賛助会員の資格喪失・退会・除名に関しては、定款第10条を準用する。
- 2 賛助会員の除名手続きについては、定款第9条を準用する。

## (権利等)

- 第9条 賛助会員の権利等は、以下のとおりとする。
1. 法人法の社員資格、総会議決の権利を有しない。
  2. この法人の委員会・行事等への参加および情報提供については、会員と同様の扱いとする。

令和3年2月10日制定